

2022年合格目標 TAC公務員講座

民法

講義ノート & V 問題集

第2回【民法②】

体験入学用抜粋版

【ご案内】

当教材は、体験入学用の抜粋版で、**民法の第2回講義**の該当範囲の内容を抜粋したものと
なっております。

※V 問題集は②の問題と正解番号を掲載しています。

基本講義 民法

講義ノート目次

基本講義 民法第1回	3
基本講義 民法第2回	37
基本講義 民法第3回	73
基本講義 民法第4回	115
基本講義 民法第5回	161
基本講義 民法第6回	197
基本講義 民法第7回	229

※各回の巻末にミニテストを掲載しています。

講義進度表

回	項目	講義内容
1	総則	1. 民法の全体 2. 権利の主体
2	総則	1. 法律行為 (1)
3	総則	1. 法律行為 (2) 2. 代理
4	総則 物権	1. 法人 2. 時効 3. 所有権
5	物権	1. 占有権・用益物権 2. 物権変動
6	物権 担保物権	1. 即時取得 2. 担保物権の性質
7	担保物権	1. 抵当権
基本演習 民法① 出題範囲：第1回～7回 出題数：20問		

「講義進度表」は各講義回で触れる内容を示しております。

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

※「民法」に関する、より発展的な内容にも取り組んでみたい受講生の方は、「発展講義：法律科目」も併せて学習してみましょう。

基本講義 民法

第2回

基本講義 民法 2回

【本日の予定】 Vテキスト P32～56

第1章 総則

3 法律行為（1）法律行為と意思表示 ◎

< 無効と取消 > Vテキスト P16・P57

無効…法律行為（契約）が、はじめから効力が無いこと。

EX 意思能力の無い者（赤ちゃん等）が行った売買契約

取消…一応有効な法律行為（契約）を、遡って無効とする意思表示。（遡及的無効）

EX 制限行為能力者（未成年者等）が行った売買契約を取り消す。

無効

①赤ちゃんが

売買契約

最初から効力無し

取消

①未成年者が

売買契約

一応有効

②**取消し**

④最初から効力無し

③**遡及的無効**

（売買契約は、初めから効力無し）

※無効は、効力が全く無いことだから、原則として誰でも主張可能。

取消は、取消すまでは、一応有効だから、取消可能な者は限定（制限行為能力者・保護者等）。

※無効原因と取消原因とが併存した場合、本人は無効と取消のどちらを選択して主張することも自由である（無効と取消しの二重効）。 ∴ どちらでも本人は保護される。

< 登記 > V 課 P64

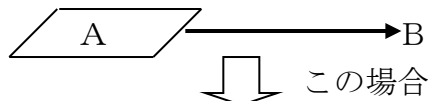
登記とは？

不動産（土地・建物）の権利関係（所有権者等）を，登記簿に登録したもの。

↓ 例えば

AはBに土地を売った

S（売買契約）



所有権はBに移転する。

↓ しかし

このままでは，土地がBの物であることは，他の人にはわからない。

↓ そこで

登記所に行って土地の面積や住所，所有権者がBであることを登記簿に記載してもらう。

↓

登記所で登記簿を見ればどの土地が誰の所有かがわかる

↓ その為

不動産売買を行う際には，登記所で確認するのが，通常である。

※実際の所有者と登記がずれていることもある（94条・二重譲渡等）

東京都千代田区神田三崎町三丁目 401-1

全部事項証明書（土地）

【表 題 部】（土地の表示）			調整	余白	地図番号	余白
【所在】	千代田区神田三崎町三丁目		余白			
【①地番】	【②地目】	【③地積】	m ²		【原因及びその目的】	【登記の日付】
3 番	宅地	123 46	余白			平成 16 年 3 月 1 日
【所有者】	千代田区神田三崎町 3 丁目 宅久一郎					

権利部【甲 区】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原 因】	【権利者その他事項】
1	所有権移転	平成 16 年 3 月 10 日 第 1336 号	平成 16 年 3 月 1 日 売買	所有者 千代田区三崎町三丁目 401 番 宅久一郎
2	所有権移転	平成 17 年 3 月 1 日 第 1304 号	平成 17 年 3 月 1 日 売買	所有者 千代田区三崎町三丁目 3 番 宅久二郎

権利部【乙 区】（所有権以外の権利に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原 因】	【権利者その他事項】
1	抵当権設定	平成 17 年 3 月 1 日 第 1305 号	平成 17 年 3 月 1 日 金銭消費貸借同日設定	債権額 金 1000 万円 利 息 年 4.5% 損害金 年 14.5% 債務者 千代田区三崎町三丁目 3 番 宅久二郎 抵当権者 東京都豊島区南池袋 一丁目 19 株式会社 資格銀行

< 善意・過失 >

- 〔善意〕…事情を知らないこと。
- 〔悪意〕…事情を知っていること。 ※どのような事情かに注意

- 〔過失〕…落ち度（不注意）があること。
- 〔重過失〕…重大な落ち度（重大な不注意）があること。

両者の組み合わせで、以下に分かれる。

- 〔善意〕
 - 〔善意無過失〕…事情を知らないことに、落ち度（不注意）が無い。
 - 〔(善意)有過失〕…事情を知らないことに、落ち度（不注意）がある。
 - 〔善意軽過失〕…事情を知らないことに、軽い落ち度がある。
 - 〔善意重過失〕…事情を知らないことに、重大な落ち度がある。
- 〔悪意〕…事情を知っていること。

善意	善意無過失		善意無重過失
	善意有過失	善意輕過失	
		善意重過失	
惡意			

〈 第1章 総則 3節 法律行為（1）法律行為と意思表示 〉◎

法律行為とは？

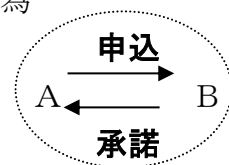


意思表示に基づいて、法律関係を形成（権利の発生・変更・消滅）する行為
（意思によって）

↓ 具体的には

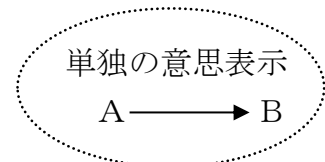
① **契約**…相対する複数当事者の**意思表示の合致により成立**する法律行為

EX 売買契約



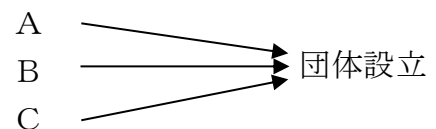
② **単独行為**…**単独の意思表示で成立**する法律行為

{ 相手方のある単独行為： **追認**，**取消**，**解除**，債務免除
相手方のない単独行為： **遺言**



③ 合同行為…相対立しない複数当事者の同一目的に向けられた意思表示の集中によって成立する法律行為

EX：社団法人の設立行為



権利の発生・変更・消滅において、意思表示が重要なファクターになっている。

↓ なぜならば

私的自治の原則

< 意思表示 > Vテキ P33

意思表示とは？



法律関係を形成する意思を外部に表示する行為である。

(「その車を売って欲しい」・「お金かして」・「保証人になって」)

↓そして

申込と**承諾**が典型例である。

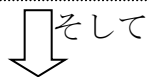
↓例えば

Aが**申込**：その車を100万円で売ってくれませんか？

(その車を100万円で買うという，売買契約の意思を表示)

Bが**承諾**：いいですよ。

(その車を100万円で売るという，売買契約の意思を表示)



意思表示（申込と承諾）が合致すれば，契約は成立する。

↓ところが

意思表示に，何らかのトラブル（EX 勘違いや詐欺）があった場合に，その契約は，有効なのか？無効なのか？が問題になる。



以下，どのように処理するのかを，検討する。

< 意思表示の構造 >

民法における，意思表示を形成する過程は，以下を想定している。



EX Vテキスト憲法を購入する際の**申込**→「Vテキ憲法ください」

(法律関係を形成する意思)

動機

Vテキ憲法は最高

→ **内面的効果意思**

Vテキ憲法購入しよう

→ **表示行為**

Vテキ憲法下さい

< 意思と表示の不一致をどう処理するのか > V ㊦ P33

意思と表示が食い違った場合には、二つの相反する要請がある。

① 意思主義（静的安全の保護）（私的自治・契約自由）

…表意者の意思を重視する。意思表示をした本人の保護を考え、意思表示は**無効(取消)**

取引した人を助けるよりも、本人の意思通りにすることが大切。

② 表示主義（動的安全の保護）（取引の安全：皆が安全に取引できるようにしよう）

…表示を重視する。表示を信じた相手方や第三者の保護を考え、意思表示は**有効**

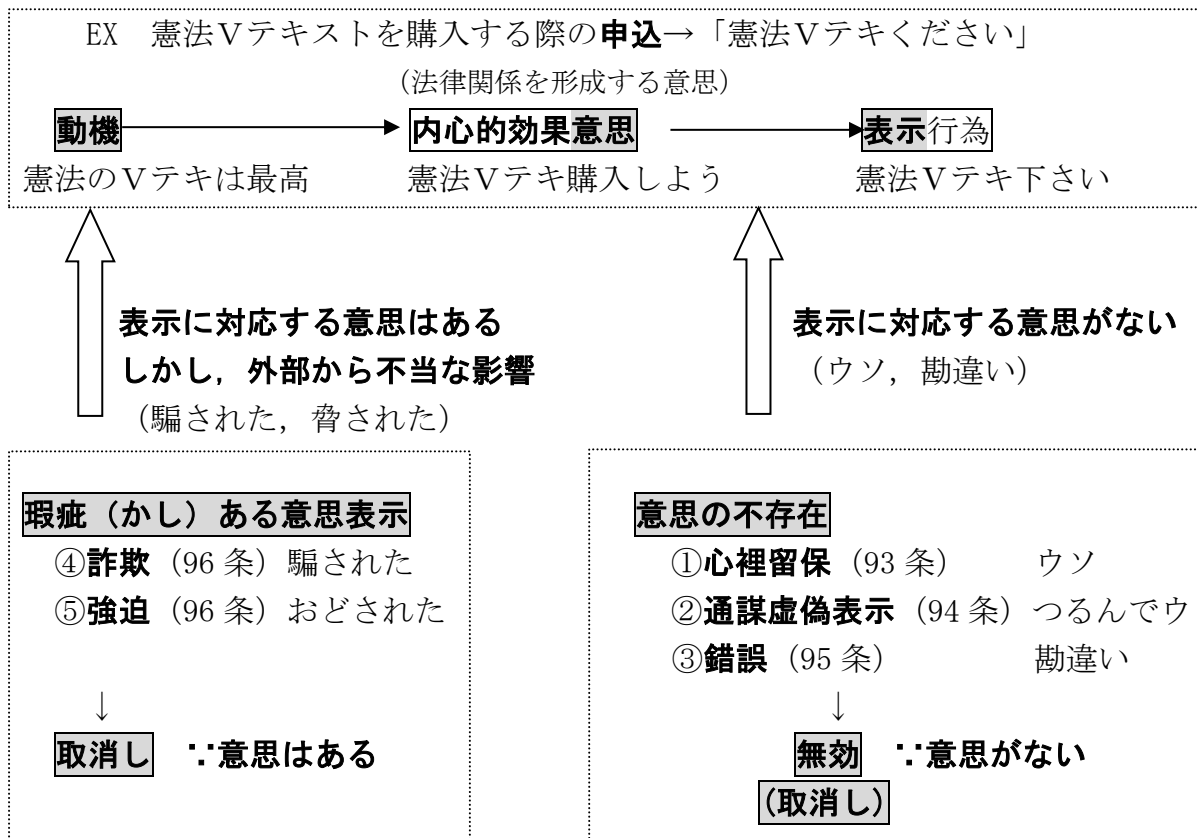
取引した人（相手方・第三者）を助けて、皆が安全に取引できるようにしよう。

↓そして

民法は、意思主義を原則としつつ、表示主義を取り入れ、バランスをとっている。

< 意思と表示の不一致の類型 > V ㊦ P34

意思表示の形成過程で、トラブルがあった場合に、民法は以下の5つの類型を用意。



93条

- ①意思表示は、表意者がその**真意ではないことを知**ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその**意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができた**ときは、その意思表示は、**無効**とする。
- ②前項ただし書の規定による意思表示の無効は、**善意の第三者**に対抗することができない。

心裡留保とは？



表意者が、表示行為に対応する真意がないことを知りながらする意思表示

①意思：売る気無し。

A → B
表意者 相手

②表示：「ベンツ5万で買いませんか？」 ③「買います。」

申込

承諾

売買契約成立

心裡留保の意思表示の効力は？

(後に、Aは、あの意思表示はウソでした。だから、契約は無効ですと主張できるのか？)

↓この点

Aは、ベンツを売る**意思は無い**のに、ベンツを売ると**表示**している。

↓つまり

表示に対応する**意思**が、存在しない。

↓確かに

意思主義の観点からは、意思がない以上、無効として保護すべきようにも思える。

↓しかし

Aは、意思が無いことをわかっていながら、あえて表示している。(ウソつき)

↓したがって

Bを犠牲にしてまでも、ウソつきのAを保護する必要はない。

↓つまり

原則：有効 (売買契約は有効。Aは言い逃れできない。)

↓但し

①BがAの意思表示はウソだと知っていた場合 (= **悪意**)

②BがAの意思表示がウソだとわからないことに、不注意がある場合 (= **(善意)有過失**)

↓

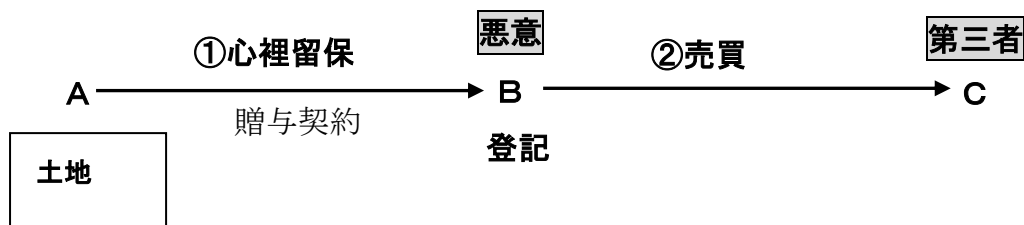
このような場合まで、Bを保護する必要はない。

↓そこで

例外：相手方が、悪意又は(善意)有過失の場合には、無効。

(Aの意思表示は無効。従って、売買契約も無効。Aは言い逃れできる。)

< 第三者（当事者以外の者）が出現した場合 93条2項 改正 > V 冊 P36



- ① AはBに贈与するとウソ（心裡留保）をついたが，Bは知っていた（悪意）
 ② Bは第三者Cに土地を売ってしまった。

↓この点

Bは，心裡留保につき，悪意

↓とすれば

心裡留保は無効なので，Bは無権利者

↓したがって

Cも無権利者のはず。

↓しかし

それでは，Cの取引の安全が害される。

↓そこで

Cは善意の第三者であれば，保護される。

↓具体的には

表意者Aは，相手方Bに主張できた心裡留保の無効を
 善意の第三者Cに對抗（＝主張）することができない。（93条2項）

↓つまり

善意のCは，有効に土地の所有権を取得できる。

（Aは，もはや土地を取り返すことはできない。）

※ 真の権利者Aの帰責性が大きいので，第三者Cの信頼は善意で足りる。

※法改正により，第三者保護規定が新設された。

心裡留保のまとめ

原則	相手方が善意無過失	有効	(93条1項)
例外	相手方が悪意・有過失	無効	(93条1項ただし書き)
例外の例外	善意の第三者	無効主張不可	(93条2項)

＜意思の不存在② 通謀虚偽表示 94条＞つるんでウソをつく V ㊦ P37

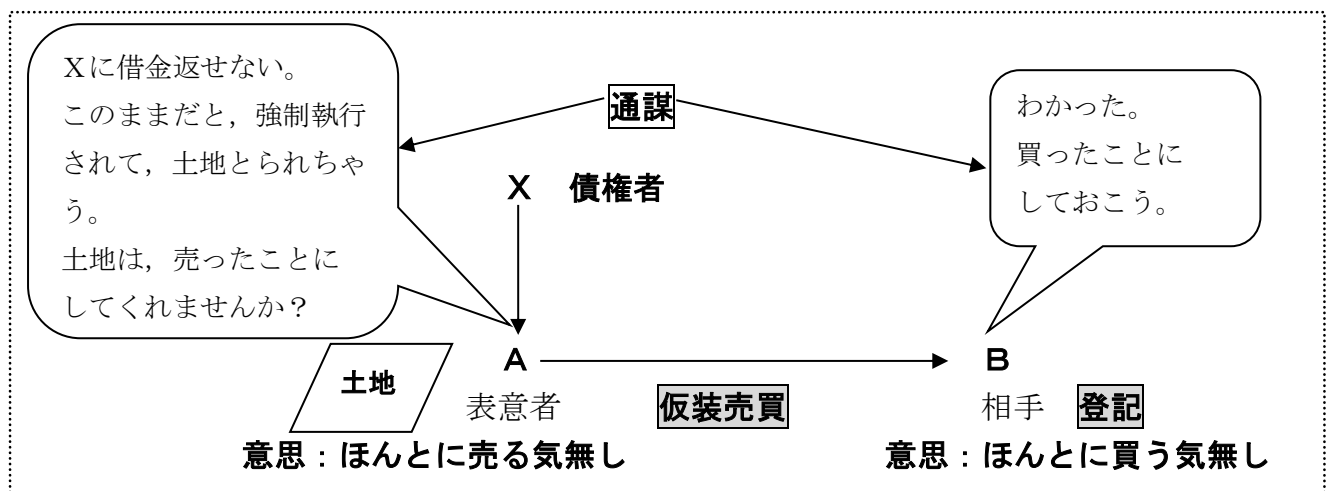
94条

- ①相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
②前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

通謀虚偽表示とは？

相手方と通じて（＝通謀）した虚偽の（＝真意でない）意思表示

強制執行逃れの為の資産隠しや、税金対策で行われる。



通謀虚偽表示の効力は？

このような行為に、効力を発生させる必要はない。

↓又

相手方Bも、虚偽の意思表示であることはわかっている。

↓その為

原則 無効（94条1項）

↓従って

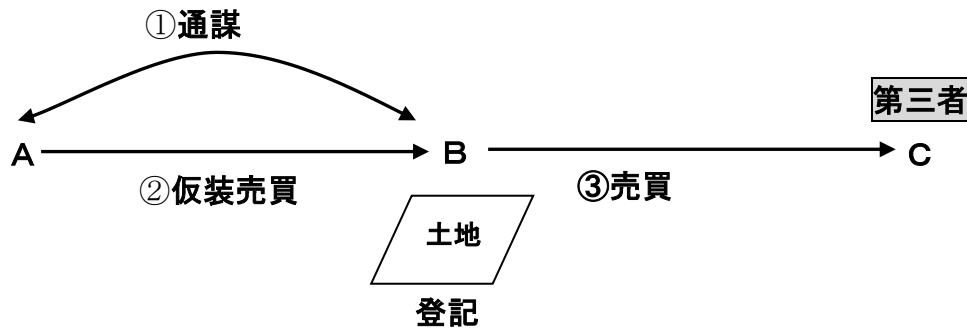
AとBの伪装売買は、無効。Xは強制執行可能。

↓又

AはBに対して、土地の所有権主張可能。

※相手方のある単独行為（EX 取消・解除）でも通謀虚偽表示は成立しうる。

＜通謀虚偽表示に第三者(当事者以外の者)が出現した場合 94条2項＞V 7 P37



②の仮装売買の結果、Bは**虚偽の登記名義**を得た。

↓そして

③**虚偽の登記名義**を利用して、Bは**第三者C**に土地を売ってしまった。

↓この場合

第三者Cは、土地の所有権を主張できるか？

↓この点

A B間の仮装売買契約は**無効 (94条1項)**

↓とすれば

Bに土地の所有権は移転しないから、Bは無権利者

↓無から有は生じないから

Cも無権利者

↓従って

土地の所有権はAということになる。

↓しかし

虚偽表示の当事者であるAが保護されることになり不当。

↓又

Cは土地の登記名義がBであることを信賴して、土地を購入しているのに、土地の所有権を主張できないのでは、取引の安全が害される。

↓そこで

Cは善意の第三者であれば、保護される。(94条2項)

↓具体的には

通謀虚偽表示の当事者AとBは、本来 94条1項で主張できた仮装売買の無効を善意の第三者Cに對抗(主張)することができない。(94条2項)

↓つまり

善意の第三者Cとの関係では、仮装売買は有効と扱われる。

(Cは、有効に土地の所有権を取得したことになる。)

(Aは、もはや土地を取り返すことはできない。)

通謀虚偽表示：原則	無効	(94条1項)
例外	善意の第三者には無効主張不可	(94条2項)

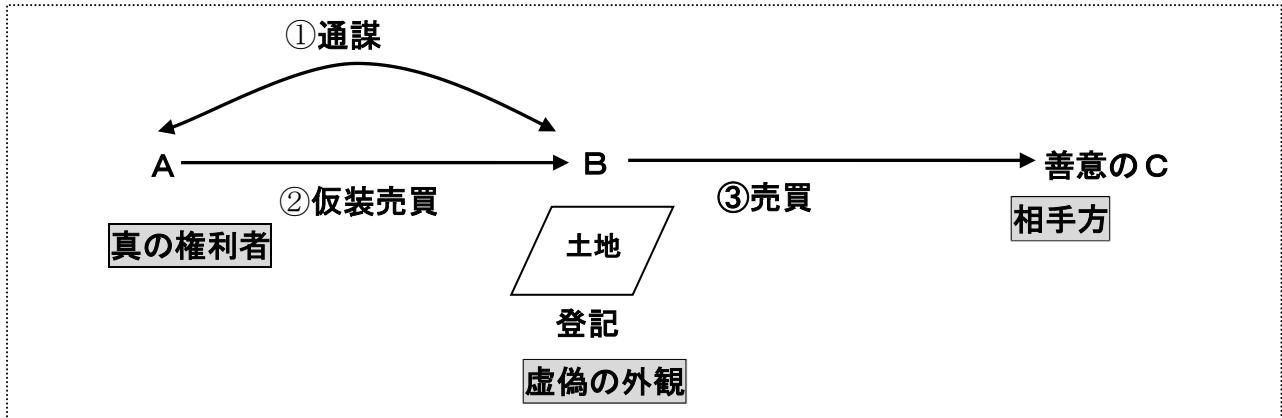
< 94条2項の立法趣旨：権利外観法理 > V ㊦ P40

94条2項は、**権利外観法理**という民法の原則を具体化した条文である。

↓では

権利外観法理とは？

↓94条2項の例



- i **虚偽の外観** : 虚偽登記（真の権利者はAなのに、土地の登記はB名義である。）
- ii **相手方の信頼** : 虚偽の外観（虚偽登記）へのCの信頼（＝善意）
（Cは、土地の登記がBである為、Bが権利者と信じて売買した。）
- iii **真の権利者の帰責性** : 真の権利者Aは、虚偽の外観（虚偽登記）を作出したことに帰責性有り（責めに帰すべき事由）
（Aが強制執行逃れの為に、自ら虚偽の登記をしている。）

↓

3要件を満たしている場合、外観通りの権利関係を認める

↓つまり

相手方の信頼を保護する為に、
虚偽の外観（土地の登記はB名義）通りに処理する。

↓

Bが所有者だとして、Bから土地を買い受けたCに所有権は有効に移転する。

↓つまり

真の権利者を犠牲にしてまでも、虚偽の外観を信頼した相手方を保護する理論である。

↓これによって

取引の安全が守られる。

- ※ 真の権利者の帰責性が**大きい**場合→相手方の信頼は**善意**で足りる。
真の権利者の帰責性が**小さい**場合→相手方の信頼は**善意無過失**が必要。

< 善意の第三者とは > V ㊦ P38

94 条 2 項で保護される善意の「第三者」とは？



当事者及び包括承継人（一般承継人：EX 相続人）以外の者で、
虚偽表示の目的物につき、①新たに②独立した③法律上の利害関係に立った者

↓ 例えば

目的物を購入した者、目的物に抵当権を取得した者は、第三者に該当する（保護される）

善意の他に、無過失を必要とするか？



虚偽表示の場合、本人の帰責性が高い



善意のみで足り、無過失は不要

保護されるのに登記を必要とするか？



善意の第三者との関係で意思表示は有効（94 条 2 項）

↓ 従って

A → B → C と取引が有効になされたのと同様となる。

↓ つまり

表意者 A と第三者 C は前主と後主という当事者関係にある

↓ そして

当事者関係では、登記なくして所有権を主張できる。

↓ 従って

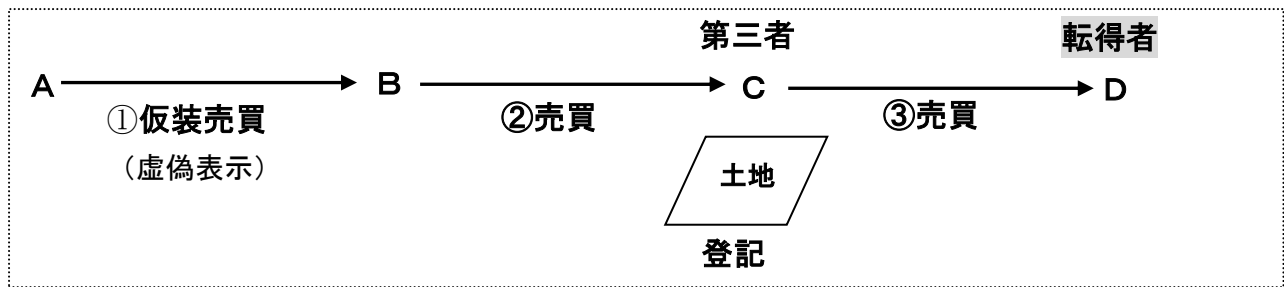
登記は不要

※結局、善意の第三者であれば、無過失も登記も不要で保護される。

※「善意」の立証責任は第三者にある。∴利益を得る者が立証すべき。

※「善意」か否か？は取得時を基準とする。∴取得後に事情を知っても保護に値する。

< 虚偽表示に転得者（第四者以降）がでた場合> V 第 P39



転得者Dは、土地の所有権を取得できるか？



全部で4パターンある。

	C (第三者)	D (転得者)
i	善意	善意
ii	悪意	悪意
iii	悪意	善意
iv	善意	悪意

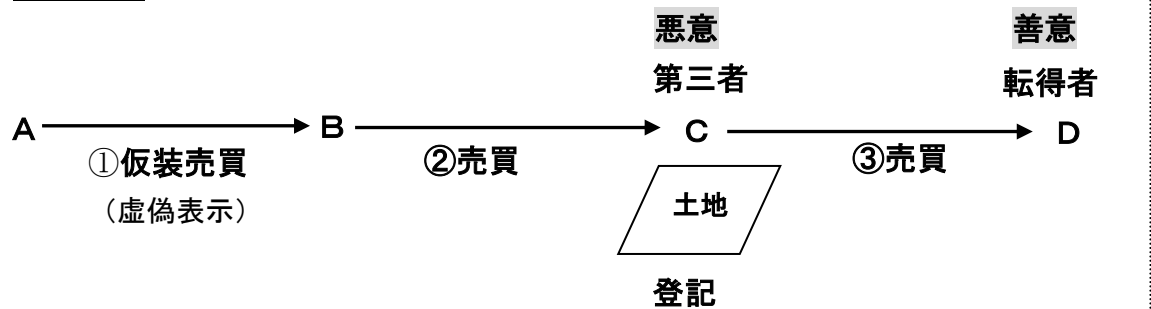
↓そして

i の場合、転得者Dは、問題なく保護され、土地所有権を取得できる。

ii の場合、転得者Dは、問題なく保護されず、土地所有権を取得できない。



iii の場合



94 条 2 項の「善意の第三者」に転得者が含まれるのか？

↓この点

94 条 2 項は、権利外觀法理（虚偽の外観を信頼した相手方保護）のあらわれ。

↓そして

転得者であっても、虚偽の外観を信頼することはあり得る。（EX 登記がC名義）

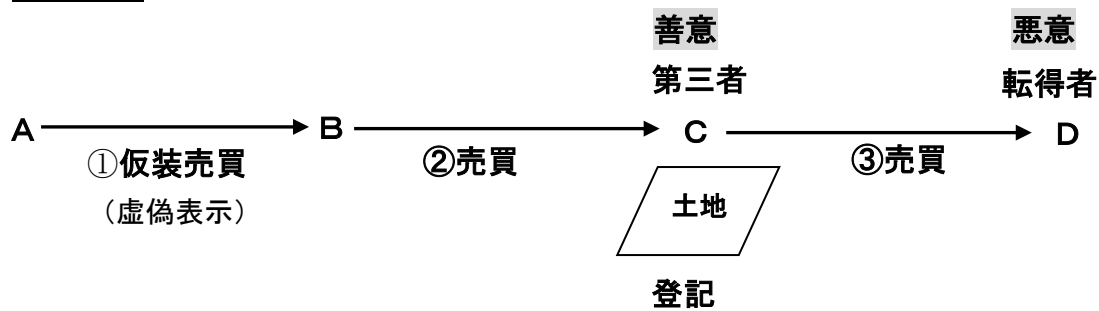
↓従って

94 条 2 項の「善意の第三者」に転得者が含まれる

↓つまり

善意の転得者Dは保護され、土地所有権を取得する。

iv の場合



善意の第三者Cは、94条2項で保護され、土地所有権を取得する。

↓では

善意の第三者Cからの悪意の転得者Dは、土地の所有権を取得できるのか？

↓この点

相対的構成説

Dが善意者なら保護・Dが悪意者なら保護しないと、考える
つまり、人ごとに個別に判断する。

∴悪意の者は、保護に値しないので、保護すべきでない。

↓しかし

これでは、権利関係が永久に安定しない。

例えば↓

49人迄善意でも、50人目が悪意だとすると、真の権利者Aが取返せてしまう。

↓さらに

慎重な転得者Dであるほど、調査するので悪意として保護されなくなる。

ひいては、土地が売れなくなり、善意の第三者Cが保護されない。

↓そこで

絶対的構成説（判例） ∴取引の安全。

いったん善意者が登場した時点で、権利が確定する。（所有権は移転する）

その後は、悪意者であっても、前者の確定した権利を承継し保護される。

↓つまり

善意のCの時点で、所有権は有効に確定し、以後、悪意のDであってもその所有権を承継する。

↓従って

悪意の転得者であるDも、土地の所有権を取得できる

※第三者以降でも、善意であれば保護され、有効に所有権を取得できる（iii）、
そしていったん保護されると、それ以降は悪意でも、有効に所有権を取得できる（iv）。

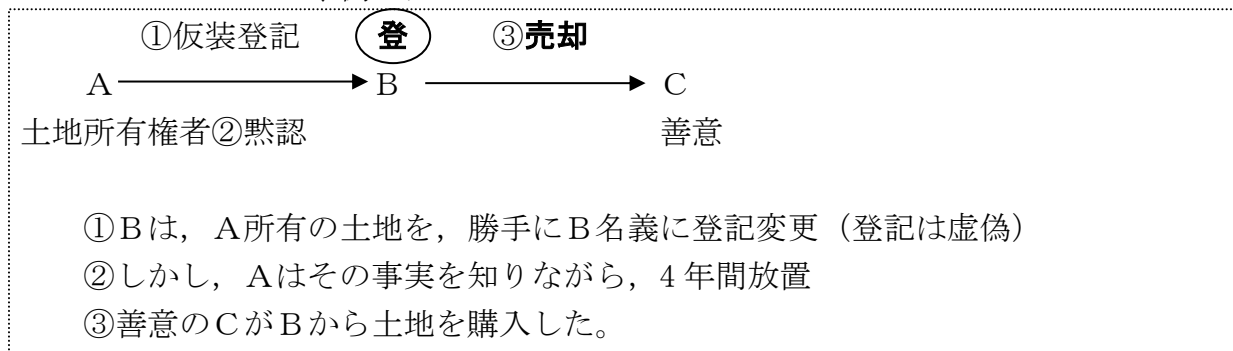
< 94 条 2 項の類推適用 > V 課 P40

94 条 2 項は，通謀虚偽表示に関する規定である。

↓従って

あくまで，通謀がある場合にしか，適用はできない。

↓例えば



↓

A と B の間に通謀はない為，通謀虚偽表示とはいえず，94 条 2 項を適用できない。

↓しかし

94 条 2 項のねらいは，あくまで外観法理の実現にあり，通謀の有無は重要では無い。

↓そこで

たとえ，通謀が無くても，外観法理の 3 要件を満たす限りは，C を保護すべき。

（ i 虚偽の外観 ii 相手方の信頼 iii 真の権利者の帰責性）

↓

外観法理の 3 要件を満たした場合には，94 条 2 項を類推適用して，C は保護される。

（条文そのものではないが，似たような状況だから使う）

↓そして

- i **虚偽の外観**（虚偽の登記） ii **相手方の信頼**（C は善意・虚偽の登記を信頼）
iii **真の権利者の帰責性**（A は虚偽登記を 4 年間放置） 3 要件満たす

↓従って

94 条 2 項が類推適用されて，C は保護される。

- ※ 真の権利者の帰責性が**大きい**場合→相手方の信頼は**善意**で足りる。
真の権利者の帰責性が**小さい**場合→相手方の信頼は**善意無過失**が必要。

95条

- ①意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消す**ことができる。
- 一 意思表示に対応する**意思を欠く錯誤**
 - 二 表意者が法律行為の**基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤**
- ②前項**第二号**の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが**表示されていたときに限り**、することができる。
- ③**錯誤**が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。
- 一 **相手方**が表意者に**錯誤があることを知り**、又は**重大な過失**によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と**同一の錯誤**に陥っていたとき。
- ④第一項の規定による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない**。

※改正により大幅に変更された。

錯誤とは？



表意者が、表意者の認識と、事実に食い違いがあることを知らないで**する意思表示**

①**意思**：Vテキ憲法 買おう。

A → B書店
表意者 相手

②**表示**：「Vテキ民法ください。」

③「いいですよ。」

申込

承諾

売買契約成立

Aは、「Vテキ憲法買おう」という**意思**なのに、「Vテキ民法下さい」と**表示**。

↓つまり

表示に対応する**意思が、存在せず、認識と事実とに食い違いがある**。**錯誤（表示の錯誤）**

↓かつ

A自身がその食い違いに気づいていない（**心裡留保との違い**）。

↓とすれば

意思主義の観点から、意思がない以上、**無効**のはず（旧法）。

↓しかし

無効だと、相手方や第三者も主張可能だが、表意者のみが主張すべき

（Aが気に入っている場合に、Bや第三者が無効主張するのは余計なお世話）

↓したがって、

取消し可能（95条1項）

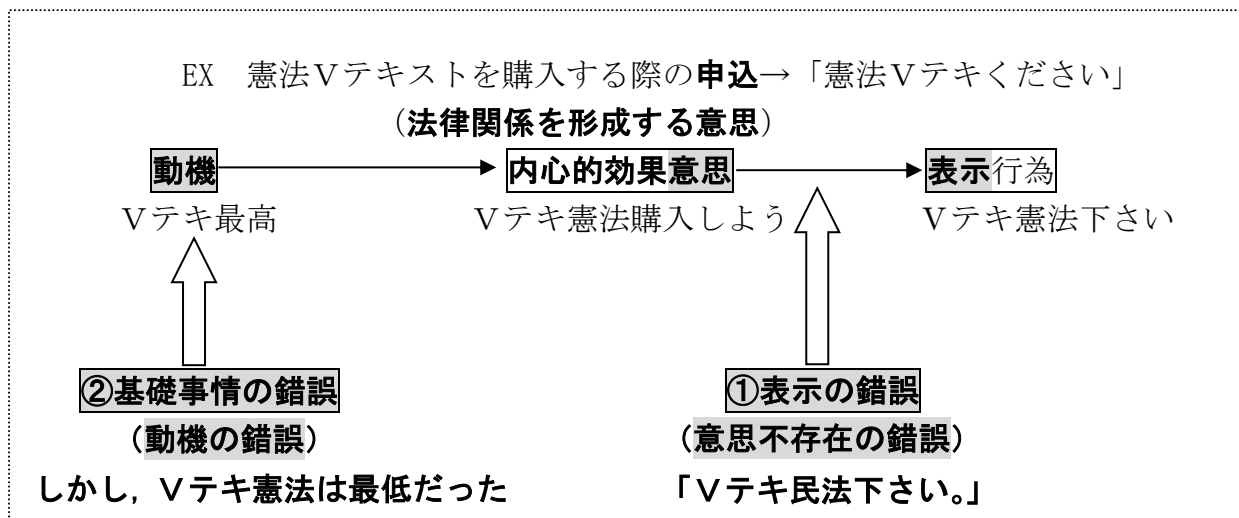
（Aが取消さない限り有効）

< 錯誤の種類 **改正** > V ㄱ P41

民法は、錯誤を、以下の2つに分類している。



- ① **表示の錯誤** : **意思表示に対応する意思を欠く錯誤**
(意思不存在の錯誤)
- ② **基礎事情の錯誤** : **法律行為の基礎とした事情(動機)について、表意者が認識した事情**
(**動機の錯誤**) **が真実に反する錯誤**



< ①表示の錯誤 (意思不存在の錯誤) **改正** > V ㄱ P42

表示の錯誤は、取消し可能

↓しかし

相手方保護(取引の安全)の為、取消しできる要件は、限定されている。

↓具体的には

- ① **重要な錯誤**であること。(要素に関する錯誤)
- ② 表意者に**重大な過失がない**こと。(=**善意無重過失**)

※表意者についての要件であって、相手方の要件(Ex 善意)ではないことに注意。

①重要な錯誤であること（要素に関する錯誤）（95条1項柱書）

ささいな錯誤で取り消されてしまうと、相手方に酷（取引の安全が害される）

↓そこで

取り消すには、**重要な錯誤（要素に関する錯誤）**であることが必要。

↓つまり

「**法律行為の目的及び取引上の社会通念**に照らして**重要なもの**」に錯誤ある場合に限定

↓これは

その錯誤がなければ、**表意者も一般人**も意思表示しなかったであろうという場合

②表意者に重大な過失が無いこと。（＝無重過失）（95条3項）

重過失ある表意者は、相手方を犠牲にしてまで保護する必要なし

↓したがって

取り消すには、**表意者に重大な過失が無いことが必要（＝無重過失）**

↓ただし

以下の場合には、表意者に重過失があっても、取り消し可能。

↓

i 相手方が悪意・重過失

相手方が、表意者に錯誤があることを知っていた場合は保護する必要なし。

ii 相手方も同一の錯誤に陥っていた（共通錯誤）

相手方も、同一の錯誤に陥っていた場合、法律行為（契約）維持する必要なし。

※法改正により、表意者が重過失でも保護される場合が新設された。

	①表示の錯誤（意思不存在の錯誤）
要件	i 重要な錯誤であること。 ii 無重過失 ただし 重過失ある場合でも i 相手方の悪意・重過失 ii 共通錯誤
効果	取消し

< ②基礎事情の錯誤（動機の錯誤）改正 > V ㊦ P42

①動機：W問民法はいい本だ。

①意思：W問民法買おう。



↓しかし

購入したW問は、誤植だらけのひどい物だった。

↓このように

意思と表示に食い違いは無いが、(W問民法を買う意思で、W問民法下さいと表示)

動機において食い違いがある場合(W問民法は、いい本だと思ったのに、実は違った。)

↓これを

基礎事情の錯誤（動機の錯誤）という。

↓この点

基礎事情の錯誤（動機の錯誤）は、意思と表示に食い違いは無い。

↓又

基礎とした事情（動機）は目に見えない為、相手方には酷であり、取引の安全を害する

↓そこで

**表意者が、法律行為の基礎とした事情（動機）を表示していた場合に限り、
錯誤主張可能。(95条2項)**

(=Aが「W問はいい本だから、購入します。」と表示していれば、錯誤主張可能)

↓そして

その他の要件は、同じ（重要な錯誤・無重過失等）

※法改正により、判例理論が明文化された。

◎錯誤のまとめ

	①表示の錯誤 (意思不存在の錯誤)	②基礎事情の錯誤 (動機の錯誤)
要件		基礎事情（動機）を表示
	重要な錯誤であること	
	無重過失	
	ただし 重過失ある場合でも	
	i 相手方の悪意・重過失	
	ii 共通錯誤	
効果	取消し	

< 第三者（**当事者以外の者**）が出現した場合 > V ㊦ P45

錯誤が成立すると、**取消し可能**。（95 条 1 項）

↓ 但し

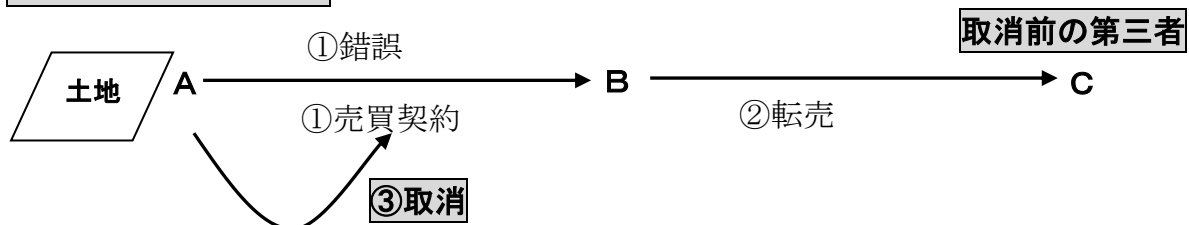
第三者との関係で取消しが制限される場合有り。

（ i 取消前の第三者 ・ ii 取消後の第三者）

< 錯誤取消が制限される場合 i 取消前の第三者 **改正** > V ㊦ P45

第三者との関係において、 i 取消前の第三者と ii 取消後の第三者に場合分けしている。

取消前の第三者の場合



取消により、①の売買契約は、遡及的に無効（121 条）

↓ つまり

A と B の売買契約は、始めから無かったことになる。

↓ とすれば

A は土地の所有権者のままで、B は無権利者になる（**取消の効果**）

↓ すると

C は、無権利者 B から土地を購入したことになり、C も無権利者となるはず。

↓ 従って

所有権者 A は無権利者 C から土地を取り戻すことができるはず。

↓ しかし

常に A が C から土地を取り戻せるとすると、C の取引の安全が害される。

↓ 又

勘違いをした A にも、落ち度がある。

↓ そこで

錯誤による取消は、善意無過失の第三者 C に対抗することができない（95 条 4 項）

↓ つまり

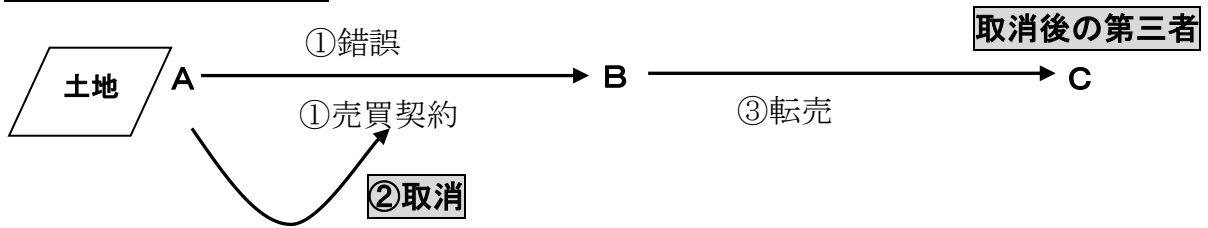
第三者 C が、「錯誤で A が B に土地を売った」という事情を知らず、かつ知らないことに落ち度がない場合には、A は取消の効果（A が所有権者であること）を主張できない。

（＝土地は C 所有のまま）

※法改正により、第三者保護規定が新設された。

＜錯誤取消が制限される場合② ii 取消後の第三者＞※詳細は第5回 V㊦P45

取消後の第三者の場合



②の取消により、①の売買契約は、遡及的に無効。(121条)

↓つまり

AとBの売買契約は、始めから無かったことになる。

↓とすれば

Aは土地の所有権者のままで、Bは無権利者になる。

↓すると

Cは、無権利者のBから土地を購入したことになり、Cも、無権利者となる。

↓従って

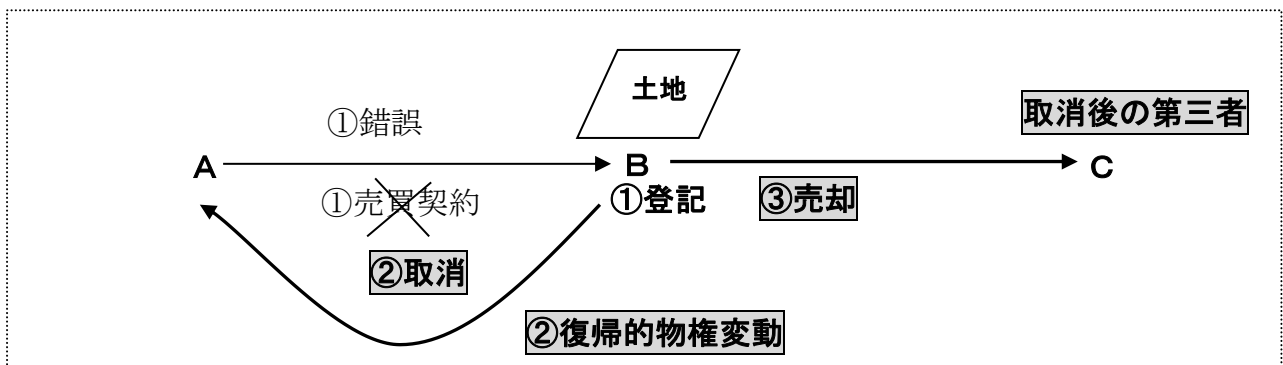
所有権者のAは無権利者のCから土地を取り戻すことができるはず。

↓しかし

判例は、遡及効を徹底せず、復歸的物権變動と構成する。

↓つまり

②の取消の結果、BからAに所有権の復歸的物権變動が生じると構成する。



↓つまり

Bを起点にして、②取消による復歸的物権變動と③BからCへの売却の二重讓渡状態

↓そして

AとCは、対抗関係にあり、先に登記を具備した方が勝つ。(177条)

※二重讓渡の詳細は第5回 物権變動で。

96条

- ①詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- ②相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- ③前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

詐欺とは？



人を騙して、錯誤に陥れること

この壺買うと、公務員試験に合格できるよ。100万円。

①詐欺



壺買います!!

②契約

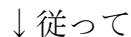
詐欺による意思表示の効力は？



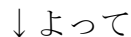
Bは、騙されたとはいえ、「壺を買う」という意思はある



「壺を買います」と表示している。



意思と表示は一致しており、不一致はない。



意思の不存在とはいえず、無効とはいえない。



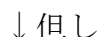
「壺を買う」と意思決定するプロセスにおいて、Aに騙されたという瑕疵あり。
(動機形成過程に、Aに騙されたという瑕疵あり。「壺買えば受かる。だから買おう。」)



Bの意思表示は、瑕疵ある意思表示である。



騙されたBを保護する為、取消し可能。(96条1項)

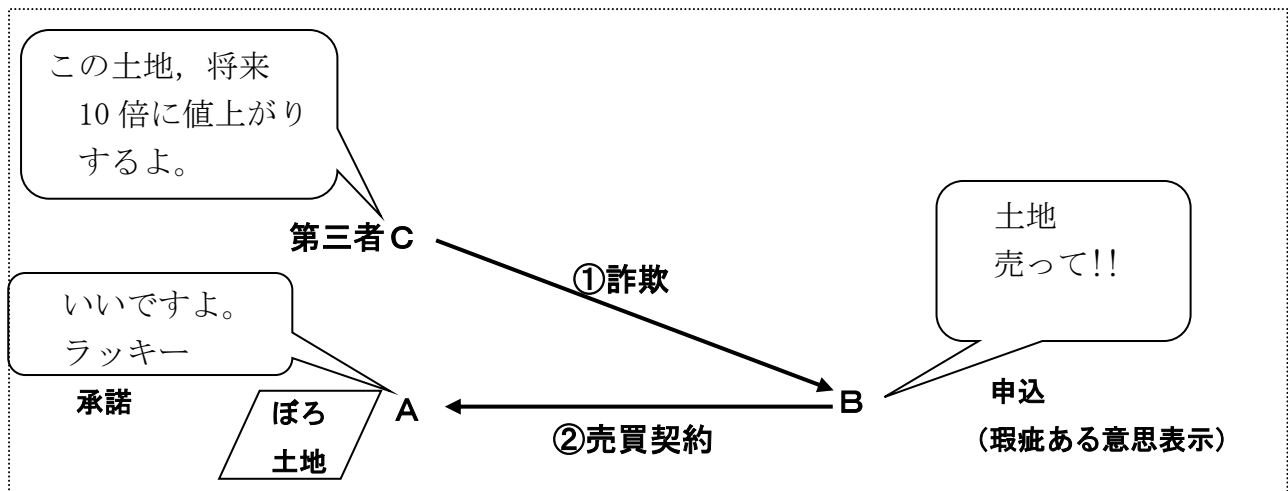


取消が制限される場合有り。(次P以降)

①第三者詐欺 ②第三者との関係 (i 取消前の第三者・ii 取消後の第三者)

※Bは、壺を購入する動機において錯誤がある。基礎事情の錯誤(動機の錯誤)も成立する可能性有り。その際は、いずれも主張可能。

<詐欺取消が制限される場合① 第三者詐欺（96条2項）改正> V ㊦ P46



騙された B は，A に対して意思表示。騙した C に意思表示したわけではない。

↓

意思表示の当事者は，A と B であって，騙した C は第三者である。（**第三者詐欺**）

↓では

第三者詐欺による意思表示も取消し可能か？

↓この点

B は詐欺により，瑕疵ある意思表示を行っており，保護が必要。

↓しかし

A 自身が詐欺をしたわけではないのに，常に B が取消し可能とすると，A が酷。

↓そこで

意思表示の相手方 A が，詐欺について，悪意又は善意有過失の場合に限り，取消し可能。

↓つまり

相手方 A が，「B が C に騙されて意思表示している」という事情を知っている（悪意）
場合，または知らないことに落ち度がある（善意有過失）場合に限り，B は取消可能。

∴取り消しても A に酷ではない。

↓逆に

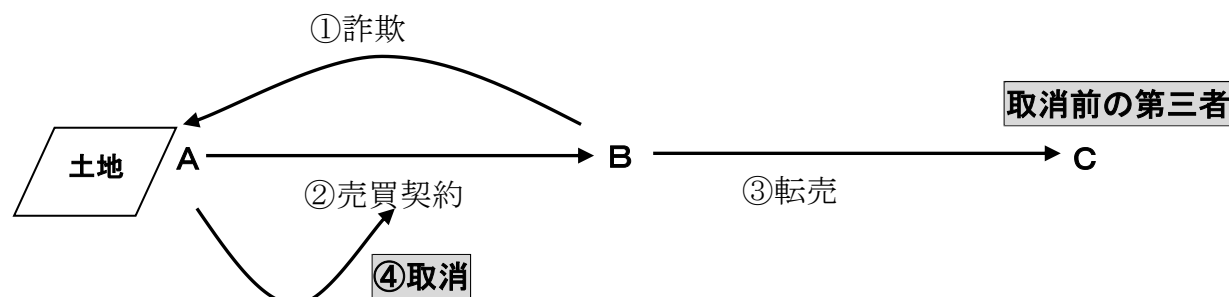
相手方 A が善意無過失の場合は，取消し不可。

※法改正により「善意」から「善意無過失」に変更された。

< 詐欺取消が制限される場合② i 取消前の第三者 **改正** > V 74 P47

※錯誤の取消前の第三者と取消後の第三者と同じ議論である。

取消前の第三者の場合



取消により、②の売買契約は、遡及的に無効。(121条)

↓

AとBの売買契約は、初めから無かったことになる。

↓つまり

Aは土地の所有権者のままで、Bは無権利者になる (**取消の効果**)

↓すると

Cは、無権利者のBから土地を購入したことになる

↓

Cも、無権利者となる。

↓従って

所有権者のAは無権利者のCから土地を取り戻すことができるはず。

↓しかし

常にAがCから土地を取り戻せるとすると、Cの取引の安全が害される。

↓又

騙されたAにも、不注意だった等落ち度がある。

↓そこで

Aによる取消は、善意無過失の第三者Cに対抗(主張)することができない(96条3項)

↓つまり

第三者Cが、「AがBに騙されて土地を売った」という事情を知らず、かつ知らないことに落ち度がない場合には、Aは取消の効果(Aが所有権者であること)を主張できない。

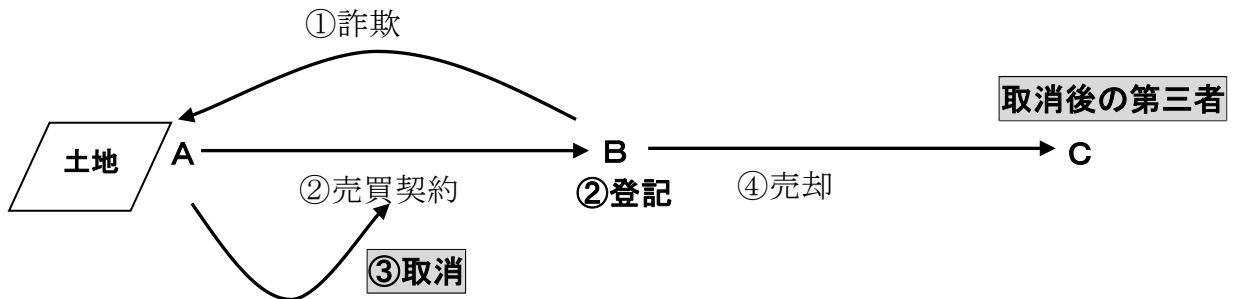
(=土地はC所有のまま)

※法改正により「善意」から「善意無過失」に変更された。

※Cが保護されるのに、登記は不要。

< 詐欺取消が制限される場合② ii 取消後の第三者 > ※詳細は第5回 V 74P48

取消後の第三者の場合



③の取消により、②の売買契約は、遡及的に無効（121条）。

↓

AとBの売買契約は、初めから無かったことになる。

↓つまり

Aは土地の所有権者のままで、Bは無権利者になる。

↓

Cは、無権利者のBから土地を購入したことになる、Cも、無権利者となる。

↓従って

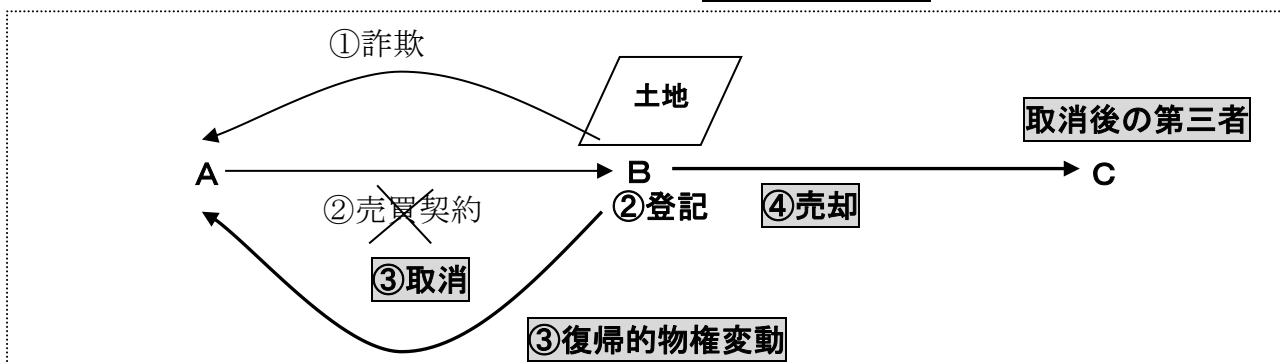
所有権者のAは無権利者のCから土地を取り戻すことができるはず。

↓しかし

判例は、遡及効を徹底せず、復歸的物権変動と構成する。

↓つまり

③の取消の結果、BからAに所有権の復歸的物権変動が生じると構成する。



↓つまり

Bを起点にして、③取消による復歸的物権変動と④BからCへの売却の二重譲渡状態

↓そして

AとCは、対抗関係にあり、先に登記を具備した方が勝つ。（177条）

※二重譲渡の詳細は第5回 物権変動で。

< 瑕疵ある意思表示② 強迫 96条> おどされた V 7P48

強迫とは？



他人を脅し、怖がらせて、それによって意思を決定・表示させること

痛い目にあいたく
なかったら、
土地売れ。こら！

①強迫

A

B

②売買契約

(怖いよー)
土地売ります。

強迫による意思表示の効力は？



Bは、脅されたとはいえ、「土地を売る」という**意思**はある。



意思と表示の不一致はない（無効ではない）。



「土地を売る」という意思決定のプロセスに、Aに脅されたという瑕疵ある。
（動機形成過程に、Aに脅されたという瑕疵あり。怖いから、土地売ろう。）



Bの意思表示は、瑕疵ある意思表示である。



Bを保護する為、**取消し可能**。

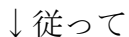
「取消前の第三者」を保護する規定はあるか？



強迫の場合は、取消前の第三者を保護する条文は無い。



強迫の場合、脅されたBに落ち度は無く、常に保護されるべき。

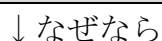


強迫の場合、脅されたBは常に、取消を第三者に対抗できる。 ※詐欺と対比

「取消後の第三者」との関係は？ ※詳細は5回



詐欺と同様に、登記の先後（177条）で決する（判例・通説）。



詐欺の場合と同様に対抗関係にあるからである。

※ 第三者詐欺のような、**第三者強迫の規定も無い（＝常に取消し可能）。**

< まとめ >

種類	当事者	第三者	
心裡留保	有効	相手方が悪意・有過失の場合，善意の第三者に無効主張不可	
虚偽表示	無効	善意の第三者に無効主張不可	
種類	効果	取消前の第三者	取消後の第三者
制限行為能力者	取消可	取消可能。	177条の対抗問題 (=先に登記を得た者の勝ち)
強迫			
錯誤		善意無過失の第三者に取消主張不可	
詐欺			

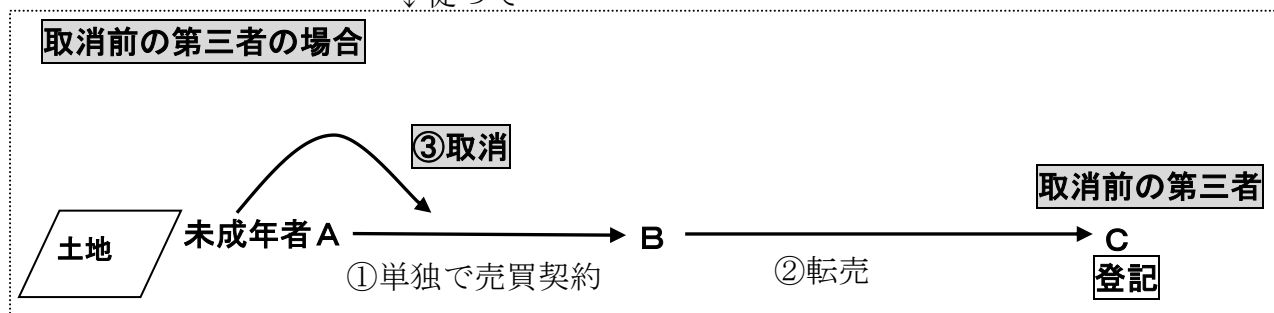
< 制限行為能力者の取消し >

制限行為能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人）は，保護の要請が強い。

↓その為

制限行為能力者の取消しは，強迫における取消しと同じ処理になっている。

↓従って



制限行為能力者を保護する要請は強い。

↓その為

制限行為能力者の取消しには，錯誤・詐欺のような第三者保護規定（95条4項・96条3項）が無い。

↓従って

制限行為能力者は，取消前の第三者から常に土地を取り返すことができる。

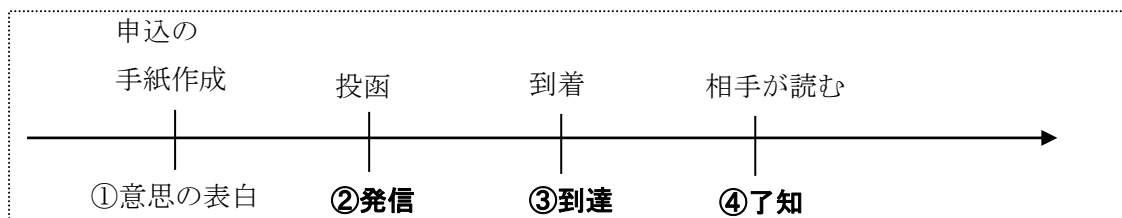
97 条

- ①意思表示は、その通知が**相手方に到達**した時からその効力を生ずる。
 ②相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを**妨げたときは**、その通知は、**通常到達すべきであった時に到達**したものとみなす。
 ③意思表示は、表意者が通知を**発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても**、そのためにその効力を妨げられない。

意思表示の効力は、どの時点で発生するのか？

↓ 例えば

手紙で申込した場合、いつまで撤回できるのか？が問題になる。



原則 到達主義 手紙が**到着**（相手方の勢力圏内に入る。Ex 郵便受に投入）した時（③）に効力が発生する（97 条 1 項）。
 （＝申込が到着したら、申込の効力が生じ、もはや撤回不可）
※相手が実際に了知する必要無し。

例外 発信主義 制限行為能力者の相手方の催告に対する確答（20 条）

※相手方が正当な理由なく、通知の到達を妨げた場合は、通常到達する予定時に到達したものとみなされる（97 条 2 項）。（ex 郵便物を、わざと受け取らなかった。）

※表意者が発信後、到達前に死亡・意思能力を喪失・行為能力を制限されても効力は妨げられない（97 条 3 項）。 ∵ 意思は確定している

※法改正により、契約の承諾も到達主義になった。

※法改正により、97 条 2 項追加および意思能力が無い場合を追加

98 条の 2

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に**意思能力を有しなかった**とき又は**未成年者**若しくは**成年被後見人**であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

- 一 相手方の法定代理人
- 二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

受領能力とは？



相手からの意思表示を受領(理解)することができる能力のこと。



通常の人には、受領能力有り。

↓しかし

意思無能力者・未成年者・成年被後見人に受領能力はない（98 条の 2）。

↓つまり

意思無能力者・未成年者・成年被後見人に、意思表示(ex 催告)しても、何の効力もない。

↓ただし

(法的には無意味)

①法定代理人（ex 保護者等）又は、②意思能力を回復、③行為能力者となった場合は、その意思表示を知った後は、その意思表示のあったことを対抗できる。

※被保佐人・被補助人は受領能力あり

※1 回 制限行為能力者の相手方の保護①催告を復習

※法改正により、意思無能力者の規定追加

民法確認テスト 2回

◎無効と取消

無効とは？	契約が初めから効力が無いこと。
-------	-----------------

◎登記

登記とは？	不動産（土地・建物）の権利関係（所有権等）を、登記簿に登録したもの。
-------	------------------------------------

◎法律行為

法律行為とは？	意思表示によって、法律関係を形成する行為。 (意思表示によって、権利を発生・変更・消滅)
法律行為の具体例は？2つ	①契約②単独行為
単独行為とは？	単独の意思表示で成立する法律行為
単独行為の具体例は？3つ	取消・追認・解除
意思表示とは？	(法律関係を形成する)意思を外部に表示する行為
民法の意思形成過程のモデルは？	動機→(効果) 意思→表示(行為)
意思の不存在の具体例3つは？	①心裡留保②通謀虚偽表示③錯誤
瑕疵ある意思表示の具体例2つは？	①詐欺②強迫
意思主義とは？	表意者の意思を重視する。私的自治を重視。
表示主義とは？	表示を重視する。取引の安全を重視
取引の安全とは？	取引した相手方や第三者を保護して、皆が安全に取引できるようにすること。
心裡留保とは？	表意者が、真意でないことを知りながら、する意思表示のこと。
心裡留保の効果は？	原則 有効 例外 相手方が悪意又は有過失 無効
心裡留保の相手方が悪意・有過失の場合、第三者に無効主張可能か？	善意の第三者には無効主張不可
通謀虚偽表示とは？	相手方と通謀してした、虚偽の意思表示
通謀虚偽表示 当事者の間では？	無効
通謀虚偽表示 善意の第三者との間では？	無効を主張できない。
94条2項の第三者とは？	当事者及び包括承継人以外の者で、 虚偽表示の目的物につき、新たに独立した法律上の利害関係に立った者
第三者が保護されるのに無過失が必要か？	不要
第三者が保護されるのに登記は必要か？	不要
第三者が善意か否かの基準時は？	権利取得時

94条2項の趣旨は？	権利外観法理
権利外観法理とは？	真の権利者を犠牲にしてでも、虚偽の外観を信頼した相手方を保護する理論。
権利外観法理の3要件は？	①虚偽の外観②相手方の信頼③本人の帰責性
「善意の第三者」に転得者は含まれるのか？	含まれる。
絶対的構成とは？	いったん善意者が登場した時点で、権利が確定し、その後は悪意者でも保護されること。
類推適用とは？	条文そのものではないが、似たような状況だからその条文を使うこと。
錯誤とは？	表意者が、表意者の認識と事実とに、食い違いがあることを知らないでする意思表示
錯誤の種類は？2つ	①表示の錯誤②基礎事情の錯誤
錯誤の効果は？	取消し
①表示の錯誤（意思不存在の錯誤）とは？	表示に対応する意思を欠く錯誤。
表示の錯誤で保護される要件は？2つ	①重要な錯誤②無重過失
表意者が重過失でも保護されるのは？2つ	①相手方が悪意・重過失②共通錯誤
②基礎事情の錯誤（動機の錯誤）とは？	法律行為の基礎とした事情（動機）について、表意者の認識が真実に反する錯誤
基礎事情の錯誤に特有の要件は？	基礎事情（動機）が表示されること。
取消前の第三者が保護される要件は？	第三者が善意無過失であること
詐欺とは？	人を騙して錯誤に陥れること。
詐欺の効果は？	取消し
詐欺取消が制限される場合は？3つ	①第三者詐欺②取消前の第三者 ③取消後の第三者
第三者詐欺で、表意者保護の要件は？	相手方が悪意・有過失
取消前の第三者が保護される要件は？	第三者が善意無過失であること。
強迫とは？	他人を脅し、怖がらせて、意思表示させること。
強迫の効果は？	取消し
第三者強迫の規定は？	無し
取消前の第三者が保護される規定は？	無し
制限行為能力者の取消前の第三者を保護する規定は？	無し

◎意思表示の到達と受領

意思表示の効力は原則いつ発生する？	到達した時点（到達主義）
受領能力とは？	意思表示を受領する能力のこと。
受領能力のない者は？3つ	①意思無能力者②未成年者③成年被後見人
受領能力のない者への催告は？	法的に無意味。

過去問（改題含）チャレンジ

◎心裡留保

意思表示の表意者が、表示行為に対応する意思のないことを知りながら単独でした意思表示は、原則として無効である。(税・財・労平 27 改)	×
表意者が真意ではないことを知りながら意思表示をした場合、表意者を保護する必要があることから、相手方が表意者の真意ではないことを知っていたとしても、意思表示は無効とはならない。(区平17改)	×

◎通謀虚偽表示

相手方と通じてした虚偽の意思表示は、当然無効となり、虚偽表示が無効だという効果を、当該行為が虚偽表示であることを知らない善意の第三者に対しても主張することができる。(区平27改)	×
相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効を対抗することができないとされている第三者は、善意であることに加えて、無過失であることが必要である。(国般平 29 改)	×
最高裁判所の判例では、相手方と通じてした虚偽の意思表示による無効は、善意の第三者に対抗することができないが、当該第三者がこの保護を受けるために、自己が善意であったことを立証する必要はないとした。(区平 17 改)	×
相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することはできないが、第三者が利害関係を持った時点では善意であっても、その後に虚偽であることを知った場合は、善意の第三者ではなくなるから、意思表示の無効を対抗することができる。(国般平 29 改)	×

◎錯誤

意思表示に対応する意思を欠く錯誤については、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものでなくても、錯誤が表意者にとっての重要なものであれば、原則として取り消すことができる。(区平 17 改)	×
錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として意思表示の取消しをすることができないが、相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときには、意思表示の取消しをすることができる。(税・財・労平 27 改)	○
錯誤による意思表示の取消しを主張するには、錯誤が重要であること及び表意者に重大な過失がないことが必要となるが、表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤も、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた場合には、意思表示の重要な錯誤となり得る。(税・労平 20)	○
錯誤による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができないから、善意であるが過失がある第三者に対しても、錯誤による意思表示の取消しを対抗することができない。(裁平 29 改)	×

◎詐欺

▪ 詐欺による意思表示は、善意無過失の第三者に対してもその取消しを対抗することができ、強迫による意思表示も、詐欺と比べて表意者を保護すべき要請が大きいため、当然に善意無過失の第三者に対してその取消しを対抗することができる。(国般平 29 改)	×
▪ 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合、当該意思表示には瑕疵が存在することから、当該意思表示の相手方が詐欺の事実について善意無過失であっても、表意者は当該意思表示を取り消すことができる。(税・財・労平 27 改)	×

◎強迫

▪ 強迫による意思表示は、取り消すことができるが、当該意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない。(税・財・労平 27 改)	×
▪ 第三者の強迫による意思表示は、相手方が強迫の事実を知らなければ、表意者は当該意思表示を取り消すことができない。(区平 23 改)	×

◎意思表示の到達

▪ 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を制限されるに至った場合、当然に失効する。(区平 23 改)	×
--	---

民法 ミニテスト 第2回 問題

【問題】 民法で規定する意思表示に関する記述として、妥当なものはどれか。

1. 表意者がその真意ではないことを知ってした意思表示は、原則として無効である。
2. 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効となり、虚偽表示は無効であるという効果を、当該意思表示が虚偽であることを知らない第三者に対しても対抗することができる。
3. 意思表示に対応する意思を欠く錯誤については、その錯誤が取引上の社会通念に照らして重要なものでなくても、錯誤が表意者にとって重要なものであり、表意者の重大な過失によるものでなかった場合には、取り消すことができる。
4. 表意者は、相手方の詐欺による意思表示を取り消すことができるが、第三者が詐欺を行った場合は、相手方がその事実を知り又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
5. 強迫による意思表示は、取り消すことができるが、当該意思表示の取消しは、善意でかつ過失のない第三者に対抗することができない。

民法 ミニテスト 第2回 解答

【解答】 4

【解説】

1. × 「原則として無効である」という部分が妥当でない。意思表示は、表意者がその**真意ではないことを知ってしたとき**であっても、そのためにその**効力を妨げられない**（93条1項本文）。真意でないことを表示した表意者よりも相手方の利益を保護すべきだからである。
2. × 「当該意思表示が虚偽であることを知らない第三者に対しても対抗することができる」という部分が妥当でない。相手方と**通じてした虚偽の意思表示は無効**となる（94条1項）。しかし、**善意の第三者**に対しては意思表示の**無効を対抗（主張）することはできない**（同条2項）。虚偽の外形を信じた第三者を保護する趣旨である。
3. × 「その錯誤が取引上の社会通念に照らして重要なものでなくても、錯誤が表意者にとって重要なものであり」という部分が妥当でない。**意思表示に対応する意思を欠く錯誤**（表示上の錯誤や内容の錯誤）については、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なものであり**、錯誤が表意者の**重大な過失によるものでなかった場合には、取り消すことができる**（95条1項1号、3項）。社会通念に照らして重要なものであることを要求することにより、軽微な錯誤を外して、取引の安全を図っている。
4. ○ 条文により妥当である。相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合には、**相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り**、その意思表示を**取り消すことができる**（96条2項）。意思表示の相手方が、第三者の詐欺について知らないか、知らないことに過失がない場合には、何の落ち度もないことから、相手方の利益を保護した規定である。
5. × 「善意でかつ過失のない第三者に対抗することができない」という部分が妥当でない。**強迫による意思表示は取り消すことができる**（96条1項）。詐欺による意思表示の取消しと異なり、取消前に出現した第三者が善意無過失である場合にも取消しを対抗することができる（同条3項参照）。強迫により意思表示をした表意者は、強く保護すべきだからである。

問題編

第2回	心裡留保・虚偽表示					裁：平 23		正答率	68.2%
No. 19	1： /		2： /		3： /		4： /		頻出度 A

心裡留保，通謀虚偽表示に関する次の記述のうち，最も適当なのはどれか（争いのあるときは，判例の見解による。）。

1. Aが心裡留保によって甲土地をBに売却し，かつ，Aの心裡留保についてBが悪意であった場合，その後にBがAの心裡留保について善意のCに甲土地を転売したとしても，Aは，AB間の売買契約の無効をCに対抗することができる。
2. Aが通謀虚偽表示によって甲土地をBに売却し，その後にBがAB間の通謀虚偽表示について善意のCに甲土地を転売した場合，Cは，AB間の売買契約が通謀虚偽表示によって無効であることを主張できない。
3. Aが通謀虚偽表示によって甲土地をBに売却して所有権移転登記をし，BがAB間の通謀虚偽表示について善意のCに甲土地を転売した場合，その後にAがDに甲土地を売却したとしても，AからBに所有権移転登記がされている以上，Cは，Cに対する所有権移転登記を具備していなくても，Dに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができる。
4. Aが通謀虚偽表示によって甲土地にBを抵当権者とする抵当権を設定し，その後にBが甲土地にCを転抵当権者とする転抵当権を設定してその登記を経由した場合で，AB間の通謀虚偽表示についてCが善意であるとき，BからAに対し転抵当権設定の通知がなされていなくても，AはCに対して原抵当権が無効であることを主張できない。
5. Aが通謀虚偽表示によって甲土地をBに売却し，その後にBが甲土地をCに転売した場合，Cが，AB間の通謀虚偽表示についてBC間の売買契約の時点ではこれを知らなかったとしても，その後にBから事情を聞いてこれを知るに至ったときは，Cは，Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することはできない。

第2回	虚偽表示				国般：平 22				正答率	93.0%
No. 20	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A			

虚偽表示に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．建物の所有者AがBと通謀して、当該建物をB名義で登記していたところ、Bは当該建物をCに譲渡し、さらにCはDに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意、Dが悪意であるとき、Dは当該建物の所有権取得が認められる。
- イ．建物を新築したAが、当該建物の所有権を移転する意思がないのに、Bの承諾を得た上、当該建物をB名義で保存登記していたところ、Bは当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意であるときでも、Cは当該建物の所有権取得が認められない。
- ウ．Bが、建物の所有者Aに無断で、Aの実印等を利用して当該建物をB名義で登記した。その直後、Aはその事実を知ったが、長期にわたりB名義の登記を放置し黙認していたところ、Bは当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意であるときでも、Cは当該建物の所有権取得が認められない。
- エ．建物の所有者AがBと合意して、当該建物につき売買予約をしたと仮装し、当該建物をB名義で仮登記していたところ、Bは、真正に成立したものでない委任状によって、当該建物をB名義で本登記した。その後、Bは当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意・無過失であるとき、Cは当該建物の所有権取得が認められる。
- オ．Aは、所有する建物について、所有権を移転する意思がないのに、当該建物の管理をゆだねていたBに売却する旨の売買契約書に署名押印した。さらに、BはAの面前で登記申請書にAの実印を押したがAは漫然と見ているだけであった。そして、Bは、当該登記申請書、別の手続のため交付されていたAの印鑑登録証明書及び数か月前より預けられたままとになっていた登記済証を用いて当該建物の移転登記手続を行った。その後、Bは当該建物をCに譲渡した。Bが無権利者であることにつきCが善意・無過失であるときでも、Cは当該建物の所有権取得が認められない。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. エ, オ
4. イ, ウ, エ
5. イ, ウ, オ

第2回	錯誤等			裁：平 24 改題			正答率	79.9%
No. 21	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	B

保証と錯誤に関するア～エの記述の正誤の組合せとして、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。ただし、AがBの委託を受けて保証人となることを承諾した時点において、Aがそれぞれの事情につき誤信したことについて重過失がないものとする。

- ア．Aは、Bの委託を受けて、BがCから金員を借り入れるについての保証人となることを承諾し、Cと保証契約を締結した。Aは、CがBの家族であると信じて保証した場合には、実際はCがBの家族ではなく単なる友人であったことを理由に錯誤による取消しを主張して、Cからの請求を拒むことができる。
- イ．Aは、Bの委託を受けて、BがCから金員を借り入れるについての保証人となることを承諾し、Cと保証契約を締結した。Aは、Bから必ず自分が支払うのでAが支払を求められることはないと言われたのでそれを信じて保証したが、Aがその事情を表示せず、Cがその言葉を知らない場合、Aは、実際はCから請求を受けたことを理由に錯誤による取消しを主張して、Cからの請求を拒むことができる。
- ウ．Aは、Bの委託を受けて、BがCから金員を借り入れるについての保証人となることを承諾し、Cと保証契約を締結した。Aは、BからAの他に連帯保証人があるから安心してほしいと言われたのでそれを信じて保証したが、Aがその事情を表示せず、CがBのその言葉を知らない場合、Aは、実際は連帯保証人がいなかったことを理由に錯誤による取消しを主張して、Cからの請求を拒むことができる。
- エ．Aは、Bの委託を受けて、Cから金員を借り入れるについての保証人となることを承諾し、Cと保証契約を締結した。Aは、借主がBだと思って保証したが、実際の借主がDであった場合、特段の事情のない限り、実際は借主がBではなくDであることを理由に錯誤による取消しを主張して、Cからの請求を拒むことができる。

ア イ ウ エ

1. 正 正 誤 正
2. 誤 正 正 誤
3. 誤 誤 正 正
4. 正 誤 正 誤
5. 誤 誤 誤 正

第2回	錯誤等					裁：平 27 改題		正答率	48.0%
No. 22	1： /		2： /		3： /		4： /	5： /	頻出度 A

錯誤に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．Aは、Bから、実際には粗悪品であったジャムを一般に通用しているジャムであるという前提で、1箱3,000円で購入した。このとき、売買契約の目的物であるジャムの品質についてのAの錯誤は法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものになり得るが、Aに軽過失があったときは、Aは、その意思表示の取消しを主張することはできない。
- イ．Aが、Bに対して、A所有の土地を売ったが、Aには意思表示に対応する意思を欠く錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであった場合、その錯誤がAの重大な過失によるものであったとしても、BがAに錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときには、Aは、錯誤による取消しを主張することができる。
- ウ．Aが、Bから代物弁済により甲土地を取得したと主張し、Bは代物弁済の効力を争っていたところ、AとBとの間で、BがAに甲土地の所有権があることを認め、AがBに対し甲土地の明渡しを猶予する旨の和解が成立した。その後、代物弁済が無効であることが判明した場合、和解によって合意した事項は、甲土地の所有権がAに帰属することであるから、Bは、その前提である代物弁済の効力については、錯誤による取消しを主張することができる。

ア イ ウ

1. 誤 誤 誤
2. 誤 正 正
3. 誤 正 誤
4. 正 誤 正
5. 正 正 誤

第2回	瑕疵ある意思表示			裁：平 26 改題			正答率	60.6%
No. 23	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

Aは、自らの所有する甲建物をBに対して売却し、BはCに対して甲建物を転売したが、その後、AはA B間の売買契約をBの詐欺又は強迫を理由に取り消すとの意思表示をした。この事例に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．A B間の売買契約はBの詐欺に基づくものであった。Cが民法第96条第3項に基づき保護されるためには、Aの取消前に、甲建物について所有権移転登記を備えることが必要である。
- イ．A B間の売買契約はBの強迫に基づくものであった。Cは、Bの強迫について善意であるにとどまらず、無過失であったとしても、民法第96条第3項に基づき保護されない。
- ウ．A B間の売買契約はBの暴行によるものであったが、その際、Aは完全に意思の自由を失うには至らなかった。この場合であっても、AがBの暴行によって畏怖し、畏怖の結果甲建物を売却したという関係が主観的に存在すれば、AはBの強迫を理由としてA B間の売買契約を取り消すことができる。

ア イ ウ

1. 正 正 正
2. 誤 正 正
3. 正 正 誤
4. 正 誤 誤
5. 誤 誤 正

第2回	意思表示全般			区：平 17 改題			正答率	- %
No. 24	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

民法に規定する意思表示に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 表意者が真意ではないことを知りながら意思表示をした場合、表意者を保護する必要があることから、相手方が表意者の真意ではないことを知っていたとしても、意思表示は無効とはならない。
2. 表意者は、相手方の詐欺による意思表示を取り消すことができるが、第三者が詐欺を行った場合には、相手方がその事実を知り又は知ることができたときに限り、意思表示を取り消すことができる。
3. 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時から効力が生じるため、表意者が発した通知が相手方に到達する前に、表意者が死亡し又は能力を喪失した場合には、すべての意思表示について効力は生じない。
4. 最高裁判所の判例では、相手方と通じてした虚偽の意思表示による無効は、善意の第三者に対抗することができないが、当該第三者がこの保護を受けるために、自己が善意であったことを立証する必要はないとした。
5. 意思表示に対応する意思を欠く錯誤については、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものでなくても、原則として取り消すことができる。

第2回	意思表示全般					税・労：平20改題	正答率	91.4%
No.25	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	A

意思表示に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア．表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤により意思表示の取消しを主張するには、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであることだけでなく、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示され、原則として錯誤について表意者に重過失のないことが必要となる。
- イ．錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として意思表示の取消しをすることができないが、相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときには、意思表示の取消しをすることができる。
- ウ．ＡＢ間の土地売買契約が通謀による虚偽表示である場合、買主Ｂから当該土地を買い受けたＣは、ＡＢ間の売買契約が虚偽表示であることについて善意無過失であっても、登記を具備していなければＡの土地返還請求を拒否することができない。
- エ．ＡＢ間の土地売買契約に関して、売主Ａが、当該売買契約は買主Ｂの詐欺によって締結されたものであるとして取り消した場合、取消しにより土地所有権はＡに復帰し、Ａは、当該取消しによる物権変動について登記を具備していなくても、取消し後にＢから当該土地を買い受けたＣに対して対抗することができる。

- １．ア、イ
- ２．ア、エ
- ３．イ、ウ
- ４．ア、ウ、エ
- ５．イ、ウ、エ

第2回	意思表示全般					税・労：平18改題	正答率	97.2%
No. 26	1：／	2：／	3：／	4：／	5：／		頻出度	A

意思表示に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. Aはその所有する土地につき、売却する意思がないにもかかわらず、それについて善意であるBに対して当該土地を売却する意思表示をした。Aの意思表示が真意でないことを知らなかったことについてBに過失がある場合でも、当該意思表示は有効である。
2. Aはその所有する家屋の所有権を、Bと通じてBに移転する旨の虚偽の意思表示をし、その後、Bは善意の第三者であるCに当該家屋を売却した。AはBに対する意思表示の無効をCに対して主張することはできない。
3. Bは、受胎しているA所有の馬がその来歴上良馬を出産するとの考えに基づいて、Aとの間で当該馬の売買契約を締結したが、良馬を出産することはなかった。Bは、当該考えが当該馬の売買契約の基礎とした事情である旨をAに表示していれば、当該事情についての認識が真実に反する錯誤がBの重大な過失によるものであったとしても、当該馬の売買契約を当然に取り消すことができる。
4. Aはその所有する土地につき、Bの詐欺により、実際にはBに当該土地を買い受けるだけの支払能力がないにもかかわらず、Bに支払能力があるものと誤認して、Bに当該土地を売却した。Bはその後、Aに対するBの詐欺行為について善意無過失であるCに当該土地を売却した。Aは当該売買契約の取消しをCに主張することができる。
5. AはBから株式を買い受ける契約を締結したが、それは、第三者であるCの強迫によるものであった。Cの強迫の事実について善意無過失であるBに対して、Aは当該売買契約を取り消すことができない。

第2回	意思表示全般			税・財・労：平 27 改題			正答率	82.0%
No. 27	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

法律行為に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア．法律行為が公の秩序に反する場合には、当該法律行為は無効であり、当該法律行為をした者以外の第三者であっても、かかる無効を主張することができる。
- イ．意思表示の表意者が、表示行為に対応する意思のないことを知りながら単独でした意思表示は、原則として無効である。
- ウ．錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として意思表示の取消しをすることができないが、相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときには、表意者に重大な過失があっても意思表示の取消しをすることができる場合がある。
- エ．強迫による意思表示は、取り消すことができるが、当該意思表示の取消しは、当該取消し前に出現した善意無過失の第三者に対抗することができない。
- オ．相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合、当該意思表示には瑕疵が存在することから、当該意思表示の相手方が詐欺の事実について善意無過失であっても、表意者は当該意思表示を取り消すことができる。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. エ, オ

第2回	意思表示全般					区：平 27 改題	正答率	92.0%
No. 28	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

民法に規定する意思表示に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 表意者が真意ではないことを知ってした意思表示は、表意者の内心を考慮して無効となるので、相手方が表意者の真意ではないことを知らず、かつ、知ることができなかったときであっても、その意思表示は無効である。
2. 詐欺による意思表示は、意思表示の相手方以外の第三者が詐欺を行った場合に、相手方が詐欺の事実を知らず、かつ、知ることができなかったとしても、当該意思表示を取り消すことができる。
3. 強迫による意思表示は、意思表示の相手方以外の第三者が強迫した場合にも取り消すことができ、また、強迫を理由とする取消しの効果を善意無過失の第三者に対して主張することもできる。
4. 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、当然無効となり、虚偽表示が無効だという効果を、当該行為が虚偽表示であることを知らない善意の第三者に対しても主張することができる。
5. 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日から2週間を経過した時に、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて、過失があったとしても、相手方に到達したものとみなされる。

第2回	意思表示全般					国般：平 21 改題	正答率	87.0%
No. 29	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

意思表示に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 表意者であるAが表示行為に対応する真意がないことを知りながら行った意思表示は有効であり、相手方BがAの真意ではないことを知っていたとしても、そのために効力を妨げられない。
- イ. AとBが合意の上で行った虚偽の意思表示は、AとBの間では無効であるが、その意思表示の無効は、善意の第三者Cに対しては対抗することができない。
- ウ. Aが錯誤により行った意思表示は取り消すことができ、Aに錯誤を主張する意思がない場合でも、原則として、相手方Bのみならず、第三者Cからも錯誤を理由とする意思表示の取消しを主張することができる。
- エ. Aが相手方Bの詐欺により行った意思表示は、取り消すことができ、その意思表示の取消しは、取消し前に利害関係を有するに至った善意無過失の第三者Cに対しても対抗することができる。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

第2回	意思表示全般					税：平 25			正答率	97.6%
No. 30	1： /		2： /		3： /		4： /		5： /	頻出度 A

意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．Aは、その意思がないにもかかわらず、Bに対して自分の所有している甲土地を売却すると話を持ちかけたところ、Bは、Aの話を通りかかると信じて、甲土地を購入する意思を示した。この場合、Aの意思表示は無効であり、Bは甲土地の所有権を取得することができない。

イ．Aは、その意思がないにもかかわらず、Bに対して自分の所有している甲土地を売却すると話を持ちかけたところ、Bは甲土地を購入する意思を示した。しかし、Bは、甲土地の上にAが自宅を建設中であるため、Aには甲土地を売却する意思がないと知っていた。この場合、Aの意思表示は無効であり、Bは甲土地の所有権を取得することができない。

ウ．Aは、債権者Xからの強制執行を免れるため、Bと通謀し、その意思がないにもかかわらず、自分の所有している甲土地をBに売却したことにしてその登記をBに移した。この場合、A B間の売買契約は有効に成立しているため、Xは甲土地に対して強制執行をすることはできない。

エ．Aは債権者Xからの強制執行を免れるため、Bと通謀し、その意思がないにもかかわらず、自分の所有している甲土地をBに売却したことにしてその登記をBに移した。その後、Bは甲土地を自分のものであると偽ってCに売却し、登記もCに移した。この場合において、Cが、甲土地の真の所有者はBであると過失なく信じて購入したときは、Cは甲土地の所有権を取得することができる。

オ．Aは債権者Xからの強制執行を免れるため、Bと通謀し、その意思がないにもかかわらず、自分の所有している甲土地をBに売却したことにしてその登記をBに移した。その後、Bは甲土地を自分のものであると偽って、過失なくBの話を信じたCに売却し、登記もCに移した。後日、Cが甲土地の真の所有者はBではないことを知った場合、AはCに対してA B間の売買契約の無効を主張することができる。

1. ア，ウ
2. ア，エ
3. イ，ウ
4. イ，エ
5. エ，オ

第2回	意思表示全般					区：平 23 改題	正答率	90.0%
No. 31	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

民法に規定する意思表示に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 心裡留保による意思表示は、その意思表示の効果に影響を及ぼすので無効となるが、相手方が表意者の表示と内心の意思の不一致を過失により知らない場合は、その意思表示は有効となる。
2. 相手方が行方不明のような場合には意思表示を到達させることが困難であるため、表意者が意思表示の相手方の所在を過失により知らないときでも、公示による意思表示の到達が認められる。
3. 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を制限されるに至った場合、当然に失効する。
4. 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合において、相手方がその事実を知っていたときには、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。
5. 第三者の強迫による意思表示は、相手方が強迫の事実を知らず、かつ、知らないことについて過失がなければ、表意者は当該意思表示を取り消すことができない。

第2回	意思表示全般					国般：平 29 改題	正答率	86.0%
No. 32	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A	

意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 表意者が真意ではないことを知りながらした意思表示は、原則として有効であるが、相手方がその真意ではないことを知っている場合や知ることができた場合は無効となる。
- イ. 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することはできないが、第三者が利害関係を持った時点では善意であっても、その後に虚偽であることを知った場合は、善意の第三者ではなくなるから、意思表示の無効を対抗することができる。
- ウ. 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効を対抗することができないとされている第三者は、善意であることに加えて、無過失であることが必要である。
- エ. 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、原則として意思表示の取消しをすることができないが、相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときには、意思表示の取消しをすることができる場合がある。
- オ. 詐欺による意思表示は、善意無過失の第三者に対してもその取消しを対抗することができ、強迫による意思表示も、詐欺と比べて表意者を保護すべき要請が大きいため、当然に善意無過失の第三者に対してその取消しを対抗することができる。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

第2回	意思表示全般			国般：平 25 改題		正答率	73.3%
No. 33	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度	A

意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．強迫による意思表示における強迫とは、違法に相手方を恐怖させて意思表示をさせることであるが、相手方が意思の自由を完全に奪われる必要はない。しかし、相手方の意思の自由が完全に奪われたときであっても、意思表示は当然無効ではなく、相手方はその意思表示を強迫による意思表示として取り消すことができる。

イ．詐欺による意思表示の取消しは、これをもって取消前の善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。そして、詐欺の被害者を保護する要請から、この第三者は対抗要件を備えた者に限定され、目的物が不動産の場合、その対抗要件とは仮登記ではなく本登記まで必要である。

ウ．意思表示は、その通知が相手方に到達した時点で効力を生じる。そして、相手方が不在のため、意思表示を記載した内容証明郵便が配達されず、留置期間が満了し差出人に還付された場合であっても、不在配達通知書の記載その他の事情から相手方が郵便内容を十分に推知でき、相手方に受領の意思があれば容易に受領できた事情があるときは、遅くとも留置期間満了時には、相手方に到達したと認められる。

エ．表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤については、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであれば、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなくても、その錯誤による意思表示を取り消すことができる。

オ．相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効であるが、この無効は虚偽表示の外形が除去されない間に取引関係に入った善意の第三者に対抗することはできず、その理由は外形を信頼して取引をした者の権利を保護し、取引の安全を図ることにある。よって、虚偽の意思表示をした者は、目的物が不動産の場合において、この善意の第三者が登記を備えていないときであっても、登記の欠缺を主張して物権変動の効果を否定することはできない。

1. ア, イ
2. イ, ウ
3. ウ, エ
4. ウ, オ
5. エ, オ

第2回	意思表示全般					税・財・労：平 26 改題	正答率	54.4%
No. 34	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

意思表示に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．Aは、自己所有の甲土地を真意では売るつもりがないことを知ることができたBに売却した。その後、Bは、Aの真意を知らないCに転売し、Cへ登記を移転した。この場合、Aは、心裡留保を理由にBとの売買契約の無効を主張して、Cに対して甲土地の返還を請求することができる。

イ．Aは、Bにだまされて、Bの債務についてAが保証人となる旨の保証契約をCとの間で締結した。この場合、CがBの詐欺の事実を知っていたときは、AはBの詐欺を理由にCとの保証契約を取り消すことができる。

ウ．Aは、Bにだまされて、自己所有の甲土地をBに売却した。AはBの詐欺を理由にBとの売買契約を取り消したが、その後、まだ登記名義がBである間に、Bは甲土地を詐欺の事実を知らないCに転売し、Cへ登記を移転した。この場合、Cは民法第96条第3項の「第三者」として保護される。

エ．Aは、Bに強迫されて、自己所有の甲土地をBに売却した。Bは、甲土地を強迫の事実について善意でかつ過失がないCに転売し、Cへ登記を移転した。その後、AがBの強迫を理由にBとの売買契約を取り消した場合、AはCに甲土地の返還を請求することができる。

1. ア, ウ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. ウ, エ

第2回	意思表示全般			裁：平 21 改題			正答率	58.0%
No. 35	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

次のア～オの記述のうち、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．AはBとの間で、A所有の甲土地の売買契約を締結したが、契約締結の際、Aの意思表示には、その意思表示に対応する意思を欠く錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであって、かつ、その錯誤がAの重大な過失によるものであった。この場合、BもAと同一の錯誤に陥っていたとしても、Bを保護するため、Aは意思表示の取消しをすることができない。
- イ．AはBと通謀してA所有の甲土地をBに仮装譲渡し、所有権移転登記を了した。この事情を知ったCは、Bから甲土地を買い、所有権移転登記を経た後、AB間の事情を知らないDに甲土地を売却した。この場合、Dは、所有権移転登記を経ていなくても、Aに対して甲土地の所有権を主張することができる。
- ウ．AとBとの間で、甲土地の売買予約を仮装するために、AからBに対して所有権移転請求権保全の仮登記がなされた。Bはこれを利用して、Aの委任状等を偽造し、Aに無断で売買を原因とする所有権移転本登記をした上で、これらの事情を知らないCに甲土地を売却した。事情を知らないことにつきCに過失がある場合、Cは、Aに対して甲土地の所有権を主張することができない。
- エ．AはBの欺罔行為により甲土地をBに売却し、所有権移転登記を了した。AはすぐにBに対して売買契約を取り消したが、登記は未だB名義であった。その後、BはCに甲土地を売却したが、所有権移転登記はなされていない。この場合、Aは、Cに対して所有権を主張することができる。
- オ．AはBと通謀してA所有の甲土地をBに仮装譲渡し、所有権移転登記を了した。この事情を知らないBの一般債権者であるCは、甲土地について差押えをしていなくても法律上利害関係を有する者といえるから、Aは、Cに対してAB間の売買契約の無効を主張することができない。

- 1．ア，エ
- 2．ア，オ
- 3．イ，ウ
- 4．イ，オ
- 5．エ，オ

第2回	意思表示全般			裁：平 29 改題			正答率	55.0%
No. 36	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /		頻出度	A

意思表示に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- ア．表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤については、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであって、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、その錯誤に基づく意思表示を取り消すことができる場合がある。
- イ．錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、表意者は意思表示の取消しをすることができない。
- ウ．錯誤による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができないから、善意であるが過失がある第三者に対しても、錯誤による意思表示の取消しを対抗することができない。
- エ．他にも連帯保証人がいるとの債務者の説明を誤信して連帯保証人となる旨の契約を結んだ者は、特にその旨を保証契約の内容とした場合でなければ、錯誤による取消しを主張することができない。
- オ．土地の賃貸借契約が締結されたが、貸主がその土地の所有者でない場合、その土地の所有者に関する借主の錯誤は、当該賃貸借契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるといえ、借主は、原則として錯誤による取消しを主張することができる。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. ウ, オ
5. エ, オ

第2回	意思表示全般					国般：令2		正答率	92.0%
No. 37	1： /	2： /	3： /	4： /	5： /	頻出度		A	

意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力が生じるところ、内容証明郵便を送付したが、相手方が仕事で多忙であるためこれを受領することができず、留置期間経過後に差出人に返送された場合には、相手方が不在配達通知書の記載等により内容証明郵便の内容を推知することができ、受取方法を指定すれば容易に受領可能であったとしても、その通知が相手方に到達したとはいえず、意思表示の効果が生じることではない。

イ．A所有の不動産について、BがAの実印等を無断で使用して当該不動産の所有権登記名義をBに移転した場合において、Aが当該不動産につき不実の登記がされていることを知りながらこれを明示又は黙示に承認していたときであっても、AB間に通謀による虚偽の意思表示がない以上、その後にBから当該不動産を購入した善意のCが保護されることはない。

ウ．錯誤は、表意者の重大な過失によるものであった場合は、取り消すことができないが、偽物の骨董品の取引において当事者双方が本物と思っていた場合など、相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、取り消すことができる。

エ．詐欺とは、人を欺罔して錯誤に陥らせる行為であるから、情報提供の義務があるにもかかわらず沈黙していただけの者に詐欺が成立することはない。

オ．相手方に対する意思表示について第三者が強迫を行った場合、相手方が強迫の事実を知らなかったとしても、その意思表示を取り消すことができるが、相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合において、相手方が詐欺の事実を知らず、かつ、知ることもできなかったときは、その意思表示を取り消すことはできない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

正答番号一覧

問題 No.	正答番号
No. 19	4
No. 20	1
No. 21	5
No. 22	3
No. 23	2
No. 24	2
No. 25	1
No. 26	2
No. 27	2
No. 28	3
No. 29	2
No. 30	4
No. 31	4
No. 32	2
No. 33	4
No. 34	4
No. 35	3
No. 36	2
No. 37	4

※実際の V 問題集には、正答番号と共に選択肢ごとの詳細な解説を掲載しております。